

岐阜県営住宅退去者滞納家賃等回収事務委託業務プロポーザル募集要項

平成31年1月29日

岐阜県都市建築部住宅課

岐阜県営住宅退去者の滞納家賃及び滞納駐車場料金（以下、「滞納家賃等」という。）の回収に係る弁護士業務委託に関する提案募集については、関係法令に定めるものによるほか、この募集要項によるものとします。

第1 募集概要

- 1 業務名
岐阜県営住宅退去者滞納家賃等回収事務委託業務
- 2 業務内容等
別紙「岐阜県営住宅退去者滞納家賃等回収事務委託業務仕様書」のとおり。
- 3 契約の期間等
成功報酬の率（単価）を定めた単価契約を締結し、契約期間は契約締結の日から平成34年3月31日までとします。
- 4 委託費
本委託業務により退去滞納者等から収納した金額に、プロポーザル参加者から提案のあった報酬の割合（成功報酬率）を乗じて得た額とします。

第2 募集に係る事項

1 参加者の要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる弁護士又は弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2の規定による弁護士法人(以下、「弁護士法人」という。)とし、下記(1)から(7)までのすべての要件を満たしていることが必要です。なお、複数の法人等で構成される団体(以下、「共同体」という。)にあっては、その代表構成員が(1)から(7)までのすべての要件を満たしている必要があり、その他の構成員は(3)を除くすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 弁護士又は弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 岐阜県営住宅退去者滞納家賃等回収事務委託業務プロポーザル評価会議（以下、「評価会議」という。）の開催日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (4) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- (5) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日から評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (6) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てがなされている者（同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立

て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
がなされている者（同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認
可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）
の決定を受けている者を除く。）

- (7) 最近3年間、本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納して
いないこと。

2 提案書の作成

企画提案書（別紙5）には、次に掲げる内容を記載し、原則A4版5ページ（表紙は含まない。）以
内で作成してください。白黒・カラー印刷のどちらも可能とします。また、説明用に使用する図表な
どは当該ページに含めず、添付を可能とします。

提案は、本件業務の目的に留意して記載してください。提案書で使用する言語は日本語、通貨は円
とします。

① 実施方針

ア 基本的な取組方針

② 実施計画

ア 業務フロー

イ 実施スケジュール

③ 業務別実施方法

ア 催告業務（債務者に対する催告の方法、手順、回数、記録など）

イ 納付相談・指導業務（債務者に対する相談や指導の方法、手順、記録方法など）

ウ 調査業務（転居者の調査、死亡の場合の相続人調査、連帯保証人に係る調査の方法、手順、記
録など）

エ 債権管理業務（回収困難度別に仕分けした債権者情報管理（対応状況を含む）

オ 報告業務（県への報告の頻度・方法・内容など）

④ 実施体制

ア 実施体制（役割分担及び指揮監督並びに連絡が分かるもの）

イ 専門性・能力（従事者の資格、知識、経験などが分かるもの。同種・同類の事業実績及び具体
的、特筆すべき成果など）

ウ 問合せ対応（債務者からの問合せに対する具体的な応答手順、受付時間が分かるもの）

エ 法令遵守、個人情報保護（対策・取り扱い方法など）

⑤ 委託料

成功報酬の率（整数とする。消費税及び地方消費税相当分を除く。）

第3 プロポーザルの手続き等

1 スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	平成31年 1月29日（火）～平成31年 2月13日（水）
② 募集要項等に関する質問受付	平成31年 1月29日（火）～平成31年 2月20日（水）
③ プロポーザル参加申込受付期間	平成31年 1月29日（火）～平成31年 2月20日（水）
④ 入札参加資格の確認	平成31年 1月29日（火）～平成31年 2月27日（水）
⑤ 企画提案書受付期間	平成31年 1月29日（火）～平成31年 3月 4日（月）
⑥ 評価会議	平成31年3月中旬
⑦ 評価結果の通知・公表	平成31年3月下旬

2 募集要項等の公表・配布

- ① 配布日時 平成31年1月29日（火）～平成31年2月13日（水）（閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- ② 配布場所 岐阜県都市建築部住宅課県営住宅係
〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁8階
※募集要項等は、岐阜県ホームページからダウンロードして入手できます。
岐阜県ホームページ（「ぎふポータル／岐阜県の入札関連情報／公募型プロポーザル公告」
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/proposal/>）

3 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間 平成31年1月29日（火）～平成31年2月20日（水）（閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（別紙1）を住宅課あてに郵送、ファックス又は電子メールにファイル（ファイル形式は、Microsoft Word としてください）を添付し提出してください。
※ 提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行ってください。
※ メール送信の際は、件名に「県営住宅滞納家賃等回収事務委託業務」と記したうえで送信してください。

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号
岐阜県 都市建築部 住宅課 県営住宅係
電話 058-272-1111（内線3662）
FAX 058-278-2783
メールアドレス c11659@pref.gifu.lg.jp

- ③ 回答
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県庁ホームページ内の岐阜県都市建築部住宅課のサイトにて公開します。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/ken-gaiyo/soshiki-annai/toshi-kenchiku/jutakuka/zyuutakuka.html>

4 プロポーザル参加申込書の受付

- ① 提出書類
ア 参加申込書（別紙2）
イ 参加申込者概要書（別紙3）
ウ 誓約書（別紙4）
エ 弁護士又は弁護士法人であることがわかる書類（写し可）
- ② 提出部数
1部
- ③ 受付期間
平成31年1月29日（火）～平成31年2月20日（水）（閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
- ④ 提出方法
①に掲げる書類を住宅課まで持参又は郵送で提出してください。
※ 郵送した場合は、到着の確認を電話で行ってください。

5 企画提案書等、書類の受付

① 提出書類

- ア 企画提案書（別紙5を鑑とした任意様式）
- イ 誓約書（別紙6）※正本に添付

② 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

③ 受付期間

平成31年1月29日（火）～平成31年3月4日（月）（閉庁日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

④ 提出方法

住宅課あてに持参又は郵送で提出してください。
※ 郵送の場合は、必ず「特定記録郵便」をご利用ください。

⑤ その他

評価会議において、企画提案書を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

6 プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
- ウ 募集要項に違反すると認められる場合
- エ 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- オ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- カ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。（軽微なものを除く。）

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

- ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。
- ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。
- エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、評価会議開催日前日までに、辞退届（別紙7）を住宅課に持参又は郵送により提出してください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

評価は、県が設置する「岐阜県県営住宅退去者滞納家賃等回収事務委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

なお、契約候補者の選定に当たっては、「評価項目及び評価内容」(別表)に基づき、企画提案書及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションから、提案内容、事業実施能力等を評価、採点します。

2 評価会議

① 開催日時・開催場所

- ・平成31年3月中旬
- ・日時、開催場所については、後日、プロポーザル参加者に通知します。

② 企画提案の所要時間(予定)

- ・プレゼンテーション 20分間
- ・質疑 10分間

③ 評価会議構成員

- ・県が選任する有識者4名(予定)が評価を行います。

④ 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーションは企画提案書によって行ってください。なお、企画提案書の内容の当日の変更等は認めません。
- ・評価会議への入室は、1参加者あたり3名までとします。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象としません。

3 最優秀提案者の選定

県は、評価会議構成員の各評価点の合計(以下「合計点」という。)が最高点の者を、本業務の目的に最も合致した企画・技術的能力等を有する事業者(以下「最優秀提案者」という。)として選定します。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、原則として成功報酬率の低い者を最優秀提案者として選定します。なお、評価点及び成功報酬率が同率である者が複数者いる場合は、同者らによるくじ引きにより決するものとします。

なお、満点の60%を基準点とし、基準点に満たない者については最優秀提案者として選定しません。

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

また基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に文書で通知するとともに、次の内容を岐阜県のホームページ上で公表します。

- ① 最優秀提案者の名称及び評価点
- ② 全提案者の名称(申込順)
- ③ 全提案者の評価点(得点順) ※応募者が2者の場合には、競争上の地位に配慮し公表しません。
- ④ 最優秀提案者の選定理由
- ⑤ 評価会議構成員の氏名
- ⑥ 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合はその理由

第5 契約の締結

- 1 最優秀提案者及び最優秀提案者である共同体の構成員が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加者停止措置を評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該提案者と契約を締結しません。
- 2 選定した最優秀提案者と県が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで契約を締結します。仕様書の内容は、提案の内容が基本となります。

なお、最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項の協議が整わなかった場合、又は契約締結までの間において契約交渉をすることが不適切と認められる事案が発生した場合には、選定結果において基準点を満たし、総合評価が次に高い提案者と契約交渉を行うものとします。
- 3 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有するものとします。
- 4 契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担となります。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、岐阜県県営住宅条例（昭和35年岐阜県条例第2号）その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

3 個人情報保護

受託者が岐阜県県営住宅退去者滞納家賃等回収事務委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年岐阜県規則第8号）に基づきその取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めなければなりません。

4 守秘義務

受託者は、岐阜県県営住宅退去者滞納家賃等回収事務委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。

この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。